

令和6年度 前原東中学校 生活規定

項目	服装・頭髪等の規定
学校生活の時と場面に応じた、標準服の着こなしを各自で考えて行います。	
頭髪	・健康面等を考慮し、脱色、染色、パーマをしたりするなどの加工は原則できません。
眉	・極端に細くしたり、全部剃ったりしてはいけません。
靴下	・靴下は必ず着用します。色等の指定はありません。 ・ストッキングやタイツ等は白・黒・紺・グレーかベージュの無地のものとします。
下靴	・運動場での活動に適したものとします。色等の指定はありません。
上着	・本校指定のシングルまたは、ダブルのブレザーとします。
シャツ ブラウス	・カッターシャツ、ブラウスは白無地のものとします。 ・シャツ・ブラウスを着用の場合は、ネクタイ・リボンを着用します。クールビズ期間(5～10月)は着脱自由とします。
半袖 ポロシャツ	・ポロシャツは白・黒・紺の無地のものとします。
スラックス スカート	・本校指定のスラックス及びスカートとします。 ・スラックスの場合はベルトを締めます。(ベルトは黒・紺・茶で装飾がないものとします。) ・スカートの長さは、膝が隠れる程度にします。
防寒着	・防寒着の色や形の規定はありません。
防寒具	・防寒具(手袋、マフラー、ネックウォーマー)に関する規定はありません。 ※安全上、耳あては使用できません。
カバン	・本校指定のカバンを使用します。 ※他の人のカバンと区別がつくように10cm程度以内の物を1つつけることは可とします。
化粧など	・化粧やそれに類するアイプチ、ピアスなどの加工はできません。

※赤文字部分が令和6年度から変更される内容です。変更点の詳細は、別紙の備考を確認してください。

【標準服の衣替えについて】

- ・移行期間は設けません。季節や環境に応じて、標準服を組み合わせ着用してください。防寒具も着用期間を設けません。
- ・体操服登校については、期間を指定します。
- ・行事や式典の場合は、学校が指定する服装で参加します。
例：入学式、卒業式、始業式、終業式、体育祭、合唱コンクール、修学旅行 など
- ・体育の授業ではウィンドブレーカーを防寒用として着用します。

生活規定に関する昨年度からの変更点や備考

項目	備考(服装・頭髪編)
<p>TPO やマナー，モラルを考えて行動します。</p> <p>「TPO」は「ティーピーオー」と読み、Time(時)、Place(場所)、Occasion(場面)の3つの英単語の頭文字を取った略語です。時・場所・場面に応じ、服装などを使い分けることを指します。</p>	
頭髪	<ul style="list-style-type: none"> ・縮毛矯正は可能です。 ・無香料，無色の整髪料の使用は可能です。 ただし，校内への持ち込みは認めません。プールのある日は整髪料をつけないようにします。 ・活動内容に合わせて，自己判断で髪は結びます。
眉	<ul style="list-style-type: none"> ・眉の間や眉の端を整えてもかまいません。
靴下	<ul style="list-style-type: none"> ・靴下は柄物でもかまいません。 ・ストッキングやタイツはロゴやプリントのないものにします。 ・ストッキング着用時は靴下不要です。
下靴	<ul style="list-style-type: none"> ・靴箱に入る高さの靴を使用してください。(ハイカット，ミドルカットは入りません。) ・紐でなくマジックテープでも可とします。
シャツ ブラウス 半袖 ポロシャツ	<ul style="list-style-type: none"> ・インナーは，白・黒・紺・グレー・ベージュの無地のものか体操服とします。 ・スポーツ用品などのアンダーシャツが襟や裾から出ないようにします。 ・シャツやブラウス，ポロシャツの裾はスラックス・スカートの中に入れます。 ・クールビズ期間中はシャツやブラウスの一番上のボタンは留めなくてもかまいません。 ・ネクタイ，リボンは自転車での登下校時ははずしてもかまいません。
スラックス スカート	<ul style="list-style-type: none"> ・スラックスの場合はベルトを締めます。(ベルトは黒・紺・茶で装飾がないものとします。) ・スカートの長さは，膝が隠れる程度にします。
防寒着	<ul style="list-style-type: none"> ・白・黒・紺・グレー・ベージュ単色のベスト，セーター，カーディガンを着用することができます。(ワンポイント，襟や袖のラインは可。ブレザーをさらに羽織る必要はありません。) ・防寒着は標準服(ブレザーやシャツ，ブラウス)の上に着ます。

項目	備考(自転車編)
自転車の種類 ヘルメット	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車の型は自由です。(昨年度までのマウンテンバイク等不可の規定を廃止。)ただし，両足スタンドを必ず付けてください。 ・ヘルメットは安全基準適合の市販のものも使用できます。

項目	備考(標準服編)
着こなし	<ul style="list-style-type: none"> ・儀式的行事や校外活動，外部講師を招いた授業には原則としてブレザー着用スタイル(右図)で参加します。(高温時除く) <div style="text-align: center;">  </div>

令和6年度 自転車通学規定 自転車規定 罰則

糸島市立前原東中学校

【自転車通学規定】

- (1) 自転車保険の加入が義務化されています。必ずご確認ください。
- (2) 自転車通学許可については、別紙誓約書を提出した生徒とします。
- (3) 違反者については許可を停止し、悪質な場合は許可を取り消すこともあります。
- (4) 下校は駐輪場から、登校は駐輪場までヘルメットを正しくかぶり、あごひもをきちんとしめます
※令和5年度から、道路交通法でヘルメット着用が努力義務となっています。
※ヘルメットは安全基準適合品であれば、学校販売以外のものも着用できます。
- (5) 自転車通行帯を左側一列で通行し、安全な走行を心がけます。
- (6) 雨天の自転車通学についてはカッパを使用します。
- (7) 自転車の種類等は、下記の自転車規定に従うこととします。
- (8) 駐輪場では、来た人から規定の枠内に、右側から順にとめます。

【自転車規定】

- (1) 形・・・ライト・ベル・サドル・ブレーキ・両足スタンドの付いた自転車とします。
 - (2) 色・・・規定しないが、購入時のままとします。
 - (3) その他・・・鑑札番号シール（学校から配付）を後部泥よけ（**泥除けが無い場合は見えやすいところ**）に貼ります。
高さは、サドルにまたがって足のつま先がつくようにします。
シールを貼ったり、グリップ・ステップ等を付け替えたりしません。ハンドルを曲げたり、規格外なハンドルに付け替えたりするなどの改造をしません。
泥よけを折ったり曲げたりしません。荷台を曲げません。（二人乗り防止）
通学用として不相当と認めたときは禁止とします。
防犯登録は義務となっています。（最寄りの交番、自転車販売店などでできます）
- ※ 備え付けの鍵以外に、チェーンやワイヤー等の鍵もつけることが望ましいです。
- ※ **鑑札を追加で購入するときは、各学年の生徒指導部に購入の手続きをします。（150円）**

【罰則】

- (1) 「違反点制」として、違反を重ねるたびに「違反点」が増えます。
- (2) ヘルメット未着用2点、あごひも外し1点、整備不良（鑑札なしを含む）1点、二人乗り2点、傘さし2点、その他著しいマナー違反も同様に扱います。
- (3) 「違反点」は、0点より始めます。学期ごとでリセットします。
- (4) 「違反点」が2点になると、自転車通学の許可を期日を決めて停止します。
- (5) 停止期間については、1回につき3日とする。ただし、停止期間中に違反をすると3日加算します。
- (6) 停止期間が終わると0点に戻し、停止2回目は4日、3回目は5日とします。
- (7) 4回目以降に違反があった場合は、**その学期内の自転車通学を停止します。**